

薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する告示案新旧対照表
 ○薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第百十二号）（抄）
 （傍線の部分は改正部分）

別表 改正案 別表 現行

七百六	三百八十九、七百六十		番号	一、三、七、百八十	医療機器の名称	日本工業規格	基
1	(略)	4 止血弁付カテーテル 3 静脈用カテーテル 2 カテーテルインサート 1 気管・気管支用インサート	(略)	(略)	使用目的、効能又は効果	体内にカテーテル等を経口的又は経皮的に挿入し、及び配置するために用いること。ただし、中心循環系に接触しない又は中心循環系を経由しないものに限る。	準
一時的使用ガイ	(略)						
T三二六七	(略)						
カテーテル等の挿入及び	(略)						

七百六	三百八十九、七百六十		番号	一、三、七、百八十	医療機器の名称	日本工業規格	基
1	(略)	4 止血弁付カテーテル 3 静脈用カテーテル 2 カテーテルインサート 1 気管・気管支用インサート	(略)	(略)	使用目的、効能又は効果	体内にカテーテル等を経口的又は経皮的に挿入し、及び配置するために用いること。	準
一時的使用ガイ	(略)						
T三二六七	(略)						
カテーテルなどの挿入、	(略)						

十一

ドワイヤ

留置のために使用するものであること。ただし、中心循環系に接触しない又は中心循環系を経由しないものに限る。

十一

ドワイヤ

留置のために使用するものであること。